

## ○習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成 31 年 4 月 25 日

教委規則第 8 号

### 目次

第 1 章 総論(第 1 条)

第 2 章 習志野市中央公民館(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 習志野市立中央図書館(第 4 条)

第 4 章 習志野市民ホール(第 5 条—第 16 条)

第 5 章 習志野市中央公園体育館(第 17 条—第 19 条)

第 6 章 習志野市中央公園テニスコート(第 20 条—第 22 条)

第 7 章 習志野市中央公園パークゴルフ場(第 23 条・第 24 条)

第 8 章 駐車場(第 25 条・第 26 条)

第 9 章 雑則(第 27 条—第 29 条)

### 附則

第 1 章 総論

(趣旨)

第 1 条 この規則は、習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例(平成 31 年条例 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 習志野市中央公民館

(管理)

第 2 条 習志野市中央公民館(以下「中央公民館」という。)の管理については、この規則に定めるもののほか、習志野市公民館管理規則(昭和 46 年教育委員会規則第 6 号)の規定による。

(使用料等)

第 3 条 条例別表第 2 第 1 項備考 2 の規定に基づき規則で定める附属設備の種類等は、別表のとおりとする。

2 中央公民館の使用料の納入の時期は、条例第 7 条第 2 項ただし書の規定に基づき、当該施設を使用する日とする。

第 3 章 習志野市立中央図書館

(管理)

第 4 条 習志野市立中央図書館(以下「中央図書館」という。)の管理については、この規則に定めるもののほか、習志野市立図書館運営規則(平成 24 年教育委員会規則第 14 号)の規定による。

第 4 章 習志野市民ホール

(使用の手続)

第 5 条 習志野市民ホール(以下「市民ホール」という。)を使用しようとする者は、使用する日(以下「使用日」という。)の属する月の 6 月前の初日から使用日の 1 月前までに習志野市民ホール使用許可申請書(別記第 1 号様式)に教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出

しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、当該期間を経過した後に当該申請書を提出することができる。

2 映画、演劇、音楽、舞踊その他これに類する催し物を実施するために市民ホールを使用しようとする者に対し、教育委員会は、前項に定めるもののほか、プログラム、計画書等の資料をあらかじめ提出させることができる。

3 教育委員会は、市民ホールの使用を許可するときは、習志野市民ホール使用許可書(別記第2号様式)を交付する。

4 市民ホールの使用の許可は、申請の順序によりこれを行う。ただし、公共又は公用のため教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用の取消し又は変更)

第6条 前条の規定により市民ホールの使用の許可を受けた者(以下この章において「使用者」という。)が使用を取り消し、又は変更しようとする場合は、速やかに、教育委員会に対し、習志野市民ホール使用取消(変更)承認申請書(別記第3号様式)を使用日の7日前までに提出しなければならない。

2 教育委員会は、市民ホールの使用の取消し又は変更を承認するときは、習志野市民ホール使用取消(変更)承認通知書(別記第4号様式)を交付する。

3 教育委員会は、条例第6条の規定により市民ホールの使用の許可を取り消すときは、習志野市民ホール使用許可取消通知書(別記第5号様式)を交付する。

4 第2項及び前項の使用許可の取消し等により生じた損害については、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用時間)

第7条 使用時間は、準備又は原状に復すために要する時間を含むものとする。

2 使用時間の延長は、原則として認めない。ただし、教育委員会が他の使用に支障がないと認め、これを許可したときはこの限りでない。

(令元教委規則1・一部改正)

(使用料)

第8条 条例別表第2第2項備考5の規定に基づき規則で定める附属設備の種類等は、別表のとおりとする。

(保安の責任等)

第9条 使用者は、市民ホールを使用している間、入場者の整理、警備及び設備等の使用に伴う保安の責めを負うものとする。

2 教育委員会が要請したときは、使用者は、市民ホールの使用に当たり市民ホール内外の秩序保持のために必要な整理人を置かなければならない。

(令元教委規則1・一部改正)

(遵守事項)

第10条 使用者及び入場者は、市民ホールにおいて、次の事項を守らなければならない。

- (1) 入場人員は、収容定員を超えないこと。
- (2) あらかじめ指定された場所以外で火気を使用し、又は、喫煙をしないこと。
- (3) 他人の迷惑になる物品、動物の類又は爆発物、刃物その他の危険な物品を持ち込まないこと。
- (4) 建物その他物件をき損し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 許可を受けないで、物品の販売等をしないこと。
- (7) 所定の場所以外の場所に出入りしないこと。
- (8) 特に許可を受けたもののほか、所定の場所に備えつけた物品を移動しないこと。
- (9) その他職員の指示に違反し、市民ホールの秩序を乱す行為をしないこと。

(入場の制限)

第 11 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒絶し、又は退場させることができる。

- (1) 前条各号に規定する事項を遵守しない者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は公序良俗に反するおそれがあると認められる者
- (3) 監護を必要とする乳幼児又は介護を必要とする高齢者若しくは障害者で付添い人のないもの
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(許可目的以外の使用及び権利譲渡の禁止)

第 12 条 使用者は、許可を受けた目的以外に市民ホールを使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第 13 条 使用者が特別の設備を設け、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第 14 条 使用者は、市民ホールの使用を終了したとき又は第 6 条第 3 項の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(販売行為の禁止)

第 15 条 市民ホール敷地内においては、入場者等に物品を販売し、又は展示物を展示してはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項に規定する物品の販売又は展示物の展示の許可を受けようとする者は、使用日の 7 日前までに、習志野市民ホール販売・展示等許可申請書(別記第 6 号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、第 1 項ただし書の許可をするときは、習志野市民ホール展示・販売等許可書(別記第 7 号様式)を交付する。

(損害賠償)

第 16 条 使用者は、市民ホールの施設、附属施設等を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

## 第 5 章 習志野市中央公園体育館

(管理)

第 17 条 習志野市中央公園体育館(以下「中央公園体育館」という。)の管理については、この規則に定めるもののほか、習志野市スポーツ施設管理規則(平成 8 年教育委員会規則第 12 号)の規定による。

(申請の受付)

第 18 条 中央公園体育館の使用に係る申請は、使用日の属する月の 3 月前(その日が休館日に当たるときは、同日後の最初の休館日でない日)から受け付けるものとする。ただし、スポーツの振興に特に寄与するものとして教育委員会が認めた活動に使用する場合は、この限りでない。

(令元教委規則 3・追加)

(使用料等)

第 19 条 条例別表第 2 第 3 項第 1 号備考 5 の規定に基づき規則で定める附属設備の種類等は、別表のとおりとする。

2 中央公園体育館の使用料の納入の時期は、条例第 7 条第 2 項ただし書の規定に基づき、当該施設を使用する日とする。

(令元教委規則 3・旧第 18 条繰下)

## 第 6 章 習志野市中央公園テニスコート

(管理)

第 20 条 習志野市中央公園テニスコート(以下「中央公園テニスコート」という。)の管理については、この規則に定めるもののほか、習志野市スポーツ施設管理規則の規定による。

(令元教委規則 3・旧第 19 条繰下)

(申請の受付)

第 21 条 中央公園テニスコートの使用に係る申請は、使用日の属する月の 3 月前(その日が休館日に当たるときは、同日後の最初の休館日でない日)から受け付けるものとする。ただし、スポーツの振興に特に寄与するものとして教育委員会が認めた活動に使用する場合は、この限りでない。

(令元教委規則 3・追加)

(使用料等)

第 22 条 条例別表第 2 第 4 項備考 3 の規定に基づき規則で定める附属設備の種類等は、別表のとおりとする。

2 中央公園テニスコートの使用料の納入の時期は、条例第 7 条第 2 項ただし書の規定に基づき、当該施設を使用する日とする。

(令元教委規則 3・旧第 20 条繰下)

## 第 7 章 習志野市中央公園パークゴルフ場

(管理)

第 23 条 習志野市中央公園パークゴルフ場(以下「中央公園パークゴルフ場」という。)の管理については、この規則に定めるもののほか、習志野市スポーツ施設管理規則の規定による。

(令元教委規則 3・旧第 21 条繰下)

(使用料等)

第 24 条 条例別表第 2 第 5 項備考 4 の規定に基づき規則で定める附属設備の種類等は、[別表](#)のとおりとする。

2 中央公園パークゴルフ場の使用料の納入の時期は、条例第 7 条第 2 項ただし書の規定に基づき、当該施設を使用する日とする。

(令元教委規則 3・旧第 22 条繰下)

## 第 8 章 駐車場

(使用の手続)

第 25 条 駐車場の使用については、使用料の精算及び収納を行う機械に自動車を入庫したときに、条例第 5 条第 1 項の規定に基づく教育委員会への使用の申請及びその許可があったものとみなす。

(令元教委規則 1・一部改正、令元教委規則 3・旧第 23 条繰下)

(使用料の免除)

第 26 条 条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、生涯学習複合施設を使用する者については、1 時間までの部分について、使用料を免除する。

2 前項の規定により、使用料の免除を受けようとする者は、教育委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。

(令元教委規則 3・旧第 24 条繰下)

## 第 9 章 雑則

(職員の立入り)

第 27 条 職員は、生涯学習複合施設の管理のため必要があるときは、使用中の施設に立ち入ることができる。

(令元教委規則 3・旧第 25 条繰下)

(指定管理者の管理)

第 28 条 指定管理者が生涯学習複合施設の管理を行う場合における第 5 条から第 26 条までの規定の適用については、第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定、第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定、第 7 条第 2 項、第 9 条第 2 項、第 11 条、第 13 条、第 15 条、第 25 条及び第 26 条第 2 項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第 5 条第 4 項ただし書中「教育委員会が」とあるのは「指定管理者が教育委員会と協議して」と、第 6 条第 4 項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会及び指定管理者」とする。

(令元教委規則 1・一部改正、令元教委規則 3・旧第 26 条繰下・一部改正)

(委任)

第 29 条 この規則に定めるもののほか、生涯学習複合施設の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(令元教委規則 3・旧第 27 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(令元教委規則 1・一部改正)

(準備行為)

2 第 5 条の規定による使用の手続、使用の許可その他必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(令元教委規則 1・一部改正)

(習志野市民会館管理規則及び習志野市民会館組織規則の廃止)

3 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 習志野市民会館管理規則(昭和 48 年教育委員会規則第 8 号)

(2) 習志野市民会館組織規則(昭和 48 年教育委員会規則第 17 号)

(習志野市教育委員会公印規則の一部改正)

4 習志野市教育委員会公印規則(昭和 44 年教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(令元教委規則 1・一部改正)

(習志野市教育機関組織規則の一部改正)

5 習志野市教育機関組織規則(昭和 47 年教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(習志野市社会教育施設に勤務する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

6 習志野市社会教育施設に勤務する職員の勤務時間等に関する規則(平成元年教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(習志野市立図書館運営規則の一部改正)

7 習志野市立図書館運営規則(平成 24 年教育委員会規則第 14 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(令元教委規則 1・全改)

附 則(令和元年 5 月 23 日教委規則第 1 号)

この規則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。ただし、附則第 1 項にただし書を加える改正規定及び附則第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 25 日教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 3 条第 1 項、第 8 条、第 19 条第 1 項、第 22 条第 1 項、第 24 条第 1 項)

(令元教委規則 1・令元教委規則 3・一部改正)

1 中央公民館

(1) 設備関係

名称	区分	使用料
サークル備品預かり庫	1 区画 1 月	890 円

(2) 備品関係

名称	区分	使用料
プロジェクター	1 台 1 時間	100 円
スクリーン	1 台 1 時間	100
ヘッドセット	1 台 1 時間	100
キーボード	1 台 1 時間	200
ドラムスセット(下敷きマットを含む。)	1 式 1 時間	300
パワード・ミキサー	1 台 1 時間	200
アンプ(ギター・ベース用)	1 台 1 時間	100
譜面台	1 台 1 時間	50
集会室用プロジェクター、スクリーン、音響機器	1 式 1 時間	300
ヨガマット	1 枚 1 時間	50
エアロビクスマット	1 枚 1 時間	50
バランスボール	1 個 1 時間	50
ストレッチボール	1 個 1 時間	50
パラソル(パラソル用ベースを含む。)	1 台 1 時間	100
テント(テントウエイトを含む。)	1 張 1 時間	100
平台	1 台 1 時間	100
箱馬	1 台 1 時間	50
丸テーブル(大)	1 台 1 時間	100
丸テーブル(小)	1 台 1 時間	50
チェア	1 台 1 時間	50

## 2 市民ホール

### (1) 設備関係

名称	区分	使用料
コインロッカー	1日1回	300 円

備考 市民ホールの閉館時間を超えて使用する場合の使用料については、1回の使用料に、1日の閉館時間を超えるごとに300円を加算した額とする。

### (2) 舞台関係

名称	区分	使用料
グランドピアノ(ピアノ用椅子を含む。)	1台1回	4,800 円
演台	1台1回	500
花台	1台1回	300
司会者台	1台1回	400
木台	1台1回	50
平台	1台1回	50
上敷ゴザ	1枚1回	100
高座用座布団	1枚1回	100
箱馬	1台1回	50
譜面台	1台1回	100
指揮者用譜面台	1台1回	300
指揮台	1台1回	800
プロジェクター	1台1回	4,500

備考 1回とは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までのそれぞれをいう。

### (3) 音響関係

名称	区分	使用料	
デジタルミキサー、スピーカー、舞台袖簡易操作盤	1式1回	2,000 円	
CDプレーヤー	1台1回	200	
CF/CDレコーダー	1台1回	300	
マイクロホン	ワイヤレスマイクロホン	1本1回	500
	ダイナミックマイクロホン	1本1回	200

備考 1回とは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時までのそれぞれをいう。



(4) 照明関係

名称	区分	使用料
調光操作卓	1 卓 1 回	2,000
Horizontライト	1 式 1 回	1,700
第 1 サスペンションライト(平凸タイプスポットライト 90W 4 台)	1 式 1 回	1,700
第 1 サスペンションライト(フレネルタイプスポットライト 90W 8 台)	1 式 1 回	1,700
第 2 サスペンションライト(平凸タイプスポットライト 90W 4 台)	1 式 1 回	1,700
第 2 サスペンションライト(フレネルタイプスポットライト 90W 8 台)	1 式 1 回	1,700
シーリングライト	1 式 1 回	2,000
フォローピンスポットライト	1 台 1 回	400
天反ライト	1 式 1 回	1,400

備考 1 回とは、午前 9 時から午後 1 時まで、午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 5 時から午後 9 時までのそれぞれをいう。

3 中央公園体育館

(1) 設備関係

名称	区分	使用料
シャワー設備	1 回	100

(2) 備付器具関係

種別	備付器具	区分	使用料
卓球	卓球台、サポート付ネット 防球フェンス、得点板	1 式 1 回	300
	ラケット、ボール	1 式 1 回	100
バドミントン	支柱、ネット、得点板	1 式 1 回	300
	ラケット、シャトル	1 式 1 回	100
バレーボール	支柱、ネット、バレーボール 5 号、審判台	1 式 1 回	300
バスケットボール	7 号ボール、得点板	1 式 1 回	300
バスケットボール	6 号ボール、得点板	1 式 1 回	300
ミニバスケット	ボール、得点板	1 式 1 回	300
ポッチャ	ボール、八角的、ランプス	1 式 1 回	300
フットサル	ゴール、ボール	1 式 1 回	300
跳び箱	跳び箱及び跳躍板	1 式 1 回	600

備考 1 回とは、午前 7 時から午前 9 時まで、午前 9 時から午前 11 時まで、午前 11 時から午後 1 時まで、午後 1 時から午後 3 時まで、午後 3 時から午後 5 時まで、午後 5 時から午後 7 時まで及び午後 7 時から午後 9 時までのそれぞれをいう。

#### 4 中央公園テニスコート

##### (1) 備品関係

名称	区分	使用料
テニスラケット、ボール	1 式 1 回	100 円

備考 1 回とは、午前 7 時から午前 9 時まで、午前 9 時から午前 11 時まで、午前 11 時から午後 1 時まで、午後 1 時から午後 3 時まで、午後 3 時から午後 5 時まで、午後 5 時から午後 7 時まで及び午後 7 時から午後 9 時までのそれぞれをいう。

##### (2) 照明設備

区分	使用料(30 分)
全灯	230 円

#### 5 中央公園パークゴルフ場

##### (1) 備品関係

名称	区分	使用料
クラブ	1 本 1 日	50 円

別記第1号様式(第5条第1項)

別記

第1号様式(第5条第1項)

年 月 日

宛て

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_

習志野市民ホール使用許可申請書

下記のとおり使用したいので申請します。

記

使用者(団体) 住所氏名	住所又は団体の所在地 氏名又は団体名及び代表者名 電話 印
使用施設	ホール(2階)・控室
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分(時間) 回
使用目的	
入場予定人員	人 関係者 人
入場料又はこれ に類するものの 徴収の有無	有(徴収額1人最高 円) ・ 無
備 考	月 日 頃 打合せ
入場方法	集合時間 時 分 開 場 時 分 開 演 時 分 終 演 時 分

第2号様式(第5条第3項)

第2号様式(第5条第3項)

第	号
年	月 日

印

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

習志野市民ホール使用許可書

年 月 日付けで申請のありました習志野市民ホールの使用については、  
 下記のとおり許可します。

記

使用者(団体) 住所氏名	住所又は団体の所在地 氏名又は団体名及び代表者名 電話
使用施設	ホール(2階)・控室
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分(時間) 回
使用目的	
入場予定人員	人 関係者 人
入場料又はこれ に類するものの 徴収の有無	有(徴収額1人最高 円) ・ 無
備考	月 日 頃 打合せ
入場方法	集合時間 時 分 開 場 時 分 開 演 時 分 終 演 時 分

第3号様式(第6条第1項)

第3号様式(第6条第1項)

年 月 日

宛て

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_

習志野市民ホール使用取消(変更)承認申請書

下記のとおり使用を取消し(変更)したいので、申請します。

記

許可を受けた年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号	
取り消そうとする 理由・内容		
変更しようとする 理由・内容	当初申請日時 年 月 日 時 分～ 時 分	変更申請日時 年 月 日 時 分～ 時 分
備考		

第4号様式(第6条第2項)

第4号様式(第6条第2項)

第	号	
年	月	日

印

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

習志野市民ホール使用取消(変更)承認通知書

年 月 日付で申請のありました習志野市民ホールの使用の取消し(変更)については、下記のとおり承認します。

記

許可を受けた年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号	
取り消そうとする 理由・内容		
変更しようとする 理由・内容	当初申請日時 年 月 日 時 分～ 時 分	変更申請日時 年 月 日 時 分～ 時 分
備考		

第 5 号様式(第 6 条第 3 項)

第5号様式(第6条第3項)

第 号  
年 月 日

習志野市民ホール使用許可取消通知書

使用者名

印

年 月 日 付け 第 号で許可した習志野市民ホールの使用については、下記の理由により使用許可を取り消します。

記

理由

(教示)

第 6 号様式(第 15 条第 2 項)

第6号様式(第15条第2項)

年 月 日

宛て

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_

習志野市民ホール販売・展示等許可申請書

下記のとおり、販売・展示等を行いたいのので申請します。

記

開催事名称						
利用者(団体)						
催事開催日時	年 月 日( 曜日) 時～ 時					
1 物品の販売	プログラム	パンフレット	参考資料	出版物	CD,DVD 等	ポスター、その他
販売金額	円/枚	円/枚	円/枚	円/枚	円/枚	円/枚
販売内容						
責任者氏名						
立入業者等						
2 展示物の展示・配布	プログラム	パンフレット	参考資料	出版物	CD,DVD 等	ポスター、その他
展示・配布内容						
責任者氏名						
立入業者等						
許可の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可行為の実施場所、方法等については、習志野市民ホールの指示に従うこと。</li> <li>・ 物品及び展示物については、公序良俗に反するおそれがあると認められるもの、有害図書であるもの等を除く。</li> <li>・ 販売・展示等については、申請者の責任により行うこと。</li> </ul>					
備考						

※ 物品の販売又は展示物の展示等について、該当する項目に○印の上、必要事項を記入してください。

※ 申請者は、習志野市民ホール使用許可申請者とします。



第7号様式(第15条第3項)

第7号様式(第15条第3項)

第 号
年 月 日

印

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

習志野市民ホール展示・販売等許可書

年 月 日付けで申請のありました販売・展示等については、下記のとおり許可します。

記

開催催事名称						
利用者(団体)						
催事開催日時	年 月 日(曜日) 時～ 時					
1 物品の販売	プログラム	パンフレット	参考資料	出版物	CD,DVD等	ポスター、その他
販売金額	円/枚	円/枚	円/枚	円/枚	円/枚	円/枚
販売内容						
責任者氏名						
立入業者等						
2 展示物の展示・配布	プログラム	パンフレット	参考資料	出版物	CD,DVD等	ポスター、その他
展示・配布内容						
責任者氏名						
立入業者等						
許可の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可行為の実施場所、方法等については、習志野市民ホールの指示に従うこと。</li> <li>・ 物品及び展示物については、公序良俗に反するおそれがあると認められるもの、有害図書であるもの等を除く。</li> <li>・ 販売・展示等については、申請者の責任により行うこと。</li> </ul>					
備考						